公売公告兼最低入札価格の公告

令和8年魚税第168号の3
令和8年10月23日

魚沼市長　　内　田　幹　夫

下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法(昭和34年法律第147号)第９５条及び第９９条の規定より公告します。

公売財産、公売保証金及び見積価額	区分 番号	公売財産 名称、性質、規格、数量	公売保証金	最低入札価格
	3	詳細は「公売公告兼見積価額の公告　別紙」のとおり	免除	320,000円

公売方法	一般競争入札		
公告期間	令和8年10月23日（金）午前8時30分から令和8年11月6日(金)午後3時00分まで		
入札参加申込期限	令和8年11月6日（金）午後3時00分		
入札参加申込書の提出先	魚沼市役所(本庁舎)　市民福祉部税務課　管理収納係		
入札日時	令和8年11月13日（金）午前10時20分	場所	魚沼市役所 本庁舎3階 301会議室
買受代金納付期限	令和8年11月30日（月）午後2時00分		
買受人の資格その他要件	国税徴収法第９２条及び第１０８条第１項各号に規定する者は除外する。		

その他

1. 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
2. 最低入札価格に達した入札書等がない場合は、直ちに再度入札又は再度競り売りを実施することがあります。
3. 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。
4. 入札価額を訂正したものは無効として取り扱います。
5. 公売保証金の納付は、公売保証金領収証書を確認することとします。入札参加申込時に現金で納付してもかまいません。
6. 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定を行います。
7. 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときとなります。
8. 最高価申込者の決定は開札後、同場所において直ちに行います。また、入札により不動産等を公売する場合における次順位者による買受けの申込みについても、同場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。
9. 最高価格の入札が複数あるときは、再度入札を行い決定します。その入札の価額が同じ場合はくじにより決定します。
10. 希望者については現地下見会を行います。日程調整を行いますので希望者は申出をお願いします。
11. 公売財産に係る位置・写真等については、魚沼市役所市民福祉部税務課で閲覧することができます。
12. 所有権移転の登記手続は買受人の請求に基づいて魚沼市が行います。「所有権移転登記請求書」を売却決定時にお渡しいたします。登記に必要な費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。
13. 市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
14. 公売財産が不動産の場合、市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは買受人で行ってください。また、隣地との境界確定は買受人と隣接所有者の間で行ってください。
15. 代理人の場合は、委任状を提出してください。
16. 買受人は、差押財産、別紙「公売の手引き」を確認のうえ、公売に参加してください。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産上に質権、抵当権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を魚沼市税務課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は魚沼市税務課に用意してあります。

公売公告兼最低入札価格の公告別紙

区分番号	3	入札参加申込期限	令和8年11月 6日（金）午後3時00分
		入札日時	令和8年11月13日（金）午前10時20分
最低入札価格	320,000円	公売保証金	免除

○不動産の表示（登記簿の表示による）

（土地の表示）

所　在	魚沼市今泉字島田
地　番	1352番24
地　目	宅地
地　積	40.72㎡

（土地の表示）

所　在	魚沼市今泉字島田
地　番	1353番3
地　目	宅地
地　積	148.20㎡

以下余白

公売条件等

・地　　勢	段差あり(コンクリート基礎あり)
・形　　状	地積188.92㎡、間口約11.0m、奥行約17.0mのほぼ長方形
・利用状況	空地
・街路条件	西側　現況幅員約9.0m市道（市道島旧道線本線　建築基準法第42条1項1号適用道路） 系統・連続性：普通
・行政的条件	都市計画区域 無指定(建ぺい率70%　容積率200%)
・最寄駅	ＪＲ只見線「薮神」駅の西方約0.3km
・供給処理施設	公共上下水道は敷地内に引き込めまれている状態である。 ただし、上水道加入金の負担が必要 ※供給にあたっては魚沼市ガス水道局等との協議が必要な場合がある。
・その他	コンクリート基礎取壊し及び残置物の撤去については、買受人の負担とする。 対象不動産への乗り入れについて、工事が必要な場合には管理者の許可が必要のため、魚沼市建設課との協議が必要である。

○その他土地に関する物件情報

・公売は現況有姿により行われます。
・公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめ関係公簿等を確認してください。
・公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、市は瑕疵担保責任を負いません。
・市は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
・隣接土地との境界確認については、隣接地所有者と協議を行ってください。
・土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。